

第1回 我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 議事要旨

■ 日時：令和5年4月26日（水）17時00分～19時00分

■ 場所：経済産業省別館11階1107共用会議室・オンライン併用開催（Teams）

■ 議題：

1. 民間企業によるイノベーション投資の促進に関する事務局説明と自由討議
2. その他

■ 議事概要

上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

- イノベーションボックス税制はエクスポスト（事後的）に恩恵を与えるものなので研究開発税制との違いが示せると良いのではないかと。特に欧州で拠点競争がある中で、効果についてサポートできる例があると良い。
- 会計上の研究開発費にこだわらずに、無形資産投資を対象とした制度が必要であり、企業価値向上へとつながっていく。DX投資促進税制の対象も参考になるのではないかと。
- イノベーションボックス制度の中身として、研究開発税制でカバーされていない範囲なのかどうかということが重要ではないかと。特許、知財に対する手当てとした場合、研究開発税制で手当てがしにくかったインプット、たとえばソフトウェアなどに対する手当てはできるかもしれない。欧州中心のイノベーション調査の項目にイノベーションインプットがあり、製造業自身とそれ以外のデータサイエンティストなどによるイノベーションも含まれているので、実態的にはそういうカバーができれば良い。BEPSルールを前提として、制度により日本に研究開発拠点を戻す効果があるのか関心が高い。
- 資料5のp28について、どのように知的財産と収益について管理し、当局に認めてもらえるか、という点を考えると、制度を作っても難しいものになるのではないかと。研究開発全部が特許や製品開発になっているわけではなく、先進的なもの、他の製品などにつながるものなどを考えたときには、インプットという概念は難しい。期間収益の考え方について、管理会計的には考えていても、それをサポートできる根拠は無く、エクセルベースの計算になり、それだと税務上の対応が難しい。その点をクリアしないと制度を作ったは良いが、使えないということになるため、そのようにならないようにすべき。
- 医薬品は特許と製品を容易に紐づけられる。研究開発から製品化までにかかる投資を追いかけることで、知財情報と財務情報を紐づけることは可能と考える。
- 資料5のp28ページの議論について、パテントという範囲だけではなく様々な範囲を考、パテントの周辺を取り巻く支出、技術などについて考慮すべき。再投資に関連するが、ソフトウェアは製品が出たところがスタートであり、改良を重ねて価値を高めている。複数

の特許で価値を生み出すというよりその後の活動で価値が上がるので、そういうのも検討に入れるべきではないか。

- 研究開発拠点や知財を海外に移したい企業の話聞く。目的はもちろん人材面などもあるが、税制など制度面の優遇を求めている。現行制度下では、今後は今以上に海外流出は進んでいくと思われる。立地上の優位性という点では、日本企業にとってこの制度の検討は有効に働くのではないか。ますます IP やソフトウェアの重要性は上がっていくため、広く無形資産としてとらえるべき。こういうイノベーションボックス税制のカバーは必要。資料 5 の p28 の議論にもなるが、制度により再投資につながるかどうかというのが論点。既に研究開発税制があったとしても、再投資にボトルネックがあるのであれば制度が必要であり、イノベーション循環ということが大事ではないか。過去には経団連なども継続的に要望してきたと思うが、その要望から制度の実現まで至っていない経緯や原因については詳しく調査してヒントがあると良い。実務的には特許の製品への紐付けという点は難しいと思う。税制適用にあたり文書化というところも相当面倒なものになる。コーポレートガバナンスコードの改訂に伴って知財投資をわかりやすく説明すべきところ、多くの企業が論理的に説明できていない。ここで簡便的なモデルを作ることができれば、投資家向けの説明や開示にもつながっていくのではないか。
- 投資家の立場で企業を比べた場合、日本企業は海外の企業に対して税率の点でかなり劣後している事実がある。国際競争において日本の企業だから仕方がないという言い訳は通じず、企業がその状況を好転させようとする、日本に事業が残らない。それはケイパビリティ、投資家の目線、生産性効率の観点から、国際競争として自然な流れである。どこに拠点を置くかと考えると、必ずしも税制だけに限らず、リソースの問題などもあるが税制は必ず考慮すべき点に入る。国際的に見ると、米国、英国など、様々な税制が存在する。研究開発についてワンタイムに控除があるのはありがたい一方、ワンタイムの恩恵よりも税率のランレートを下がることを投資家や企業は歓迎する。どこまで議論を広げるかにもよるが、事業化して継続的に研究開発してイノベーションを起こし、その事業が国益にかなうのなら、そこを継続的にサポートする税制が良いのではないか。それが無い場合、こちらの国であれば税制優遇が取れる、となって日本が負けて空洞化するという事は起こっていると思われるし、今後も起こり得る。
- この税制の狙いが立地競争力を高めることなのか、イノベーションを起こすことなのかは論点。立地競争力を高める目的なら税制面での優位性を作るのも大事であるが、イノベーションに注目するなら、この技術がなければできないというものなどは最も早く確実な場所でやるべきとなる。そのため、せつかく制度があってもその場所でやるという判断材料にならない可能性もある。資料 5 にある対象となる知財の範囲は特許権を示しているが、特許権だけでなくノウハウ全体の使用に対してロイヤルティを収受している場合、イノベーションボックス制度が当てはまるかどうか議論がある。
- これだけデジタル化が進んで無形資産の重要性が高まる中で、日本企業は良い技術を実装、コマースライゼーションしていく点では負けている。研究開発税制と IP 関連の税制が両立するのは仕組みとして良い印象だが、産業界としては警戒感がある。研究開発税制との重複感があるのか、資料 5 の p28 にある研究開発から知財、製品の紐づけという点は論点であり、研究開発税制を確保した上で新しく措置されると良い。研究開発から知財、製

品への紐づけについてはある程度割り切った概念で大胆に簡素化しないと、所得と無形資産を繋げるということは難しい。超過収益力は知財から直接的ではなく、組み合わせなどで総合的に出てくるため、大胆に割り切らないと欧州型の仕組みのようにはいかないのではないかと。

- イギリスでの恩恵は医薬品が大きく、オーストラリアではバイオが大きいのではないかとされる。エレクトロニクスや自動車のドイツはイノベーションボックスのような制度がない一方、フランスは自動車の研究開発を行っているので、フランスについて調査すると示唆が得られるのではないかと。収益、製品と知財の結びつきは相当難しく、おそらく不可能ではと考えている。クロスライセンスなども複雑であり、ノウハウなども含めて考えないと、実務上不可能なのではないかと。どのように諸外国で運用しているのか、BEPS が障害になるのであれば、OECD 加盟国として議論するなどできるため、日本の産業競争力をどのように作っていくのかを念頭に置いて考えるべき。
- 資料 5 の p26 の③適格支出という点だが、「国内で自ら」という要件は原則的に正しいと考えられる。ネクサスアプローチでもそうだが、外注を認めていくのかという点に関連して、ライセンス支出についてもカウントすべきではないだろうか。今後自前主義では難しく、オープンイノベーションにより必要なライセンスインなど、技術を導入してくることにしても認めて良いのではないかと。支出についても裏返しになる重要なパーツなので論点である。
- 新しい制度によって何を本当に実現したいのか、この制度によってそれが本当に実現できるのか、の問いには議論の際に立ち返って考えるべき。制度のための制度では使えず、税収が減るだけで競争力や立地優位性に結びつかないと手段が目的化してしまう。本当に何を指して、政策により各企業が制度を利用して再投資につながるのかどうか、という検証も合わせて行うべき。
- 資料 5 の p28 の図のように、研究開発から製品、収益の紐づけを実現するのは難しい一方、資料 5 の仮説 3 の「生産性の可視化」という点、すなわち無形資産との関係を企業で可視化する点は重要である。仮説 1 については、「研究開発」という点では研究開発税制のどこを深堀するかという論点になってしまうため、無形資産投資であるという点を強調すべきではないかと。

以上

お問い合わせ先
経済産業省産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課
電話：03-3501-1778